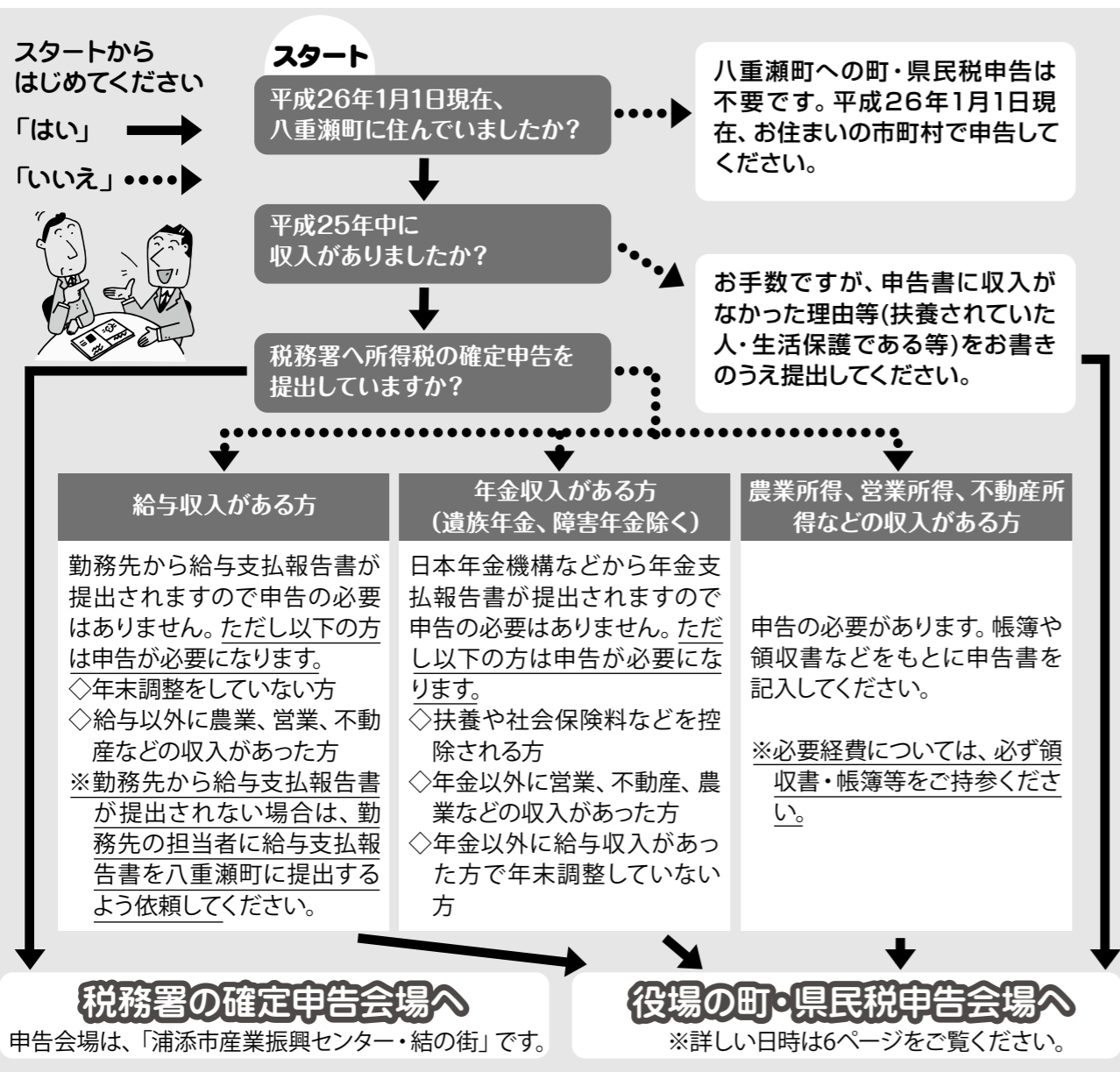


わたしは、町民税・県民税の申告をする必要があるのでしょうか？



税務署からのお知らせ

平成26年1月から記帳・帳簿等の保存制度の対象が拡大されます。

※現行の記帳・帳簿等の保存制度の対象者は、白色申告のかたのうち前々年分あるいは前年分の事業所得等の金額の合計額が300万円を超える方です。

◎対象となる方
事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う方です。

※所得税の申告の必要がない方も、記帳・帳簿等の保存制度の対象となります。

記帳する内容

売り上げなどの収入金額、仕入れや経費に関する事項について、取引の年月日、売上先・仕入先、その他の相手方の名称、金額、日々の売上げ・仕入れ・経費の金額等を帳簿に記載します。

記帳に当たっては、一つ一つの取引ごとではなく、日々の合計金額をまとめて記載するなど、簡易な方法で記載してもよいことになっています。

帳簿の保存方法

収入金額や必要経費を記載した帳簿(7年保存のほか、業務に関して作成した帳簿や受け取った請求書・領収書などの書類)5年保存を保存する必要があります。

平成26年度

町・県民税申告 受付日時

税務課からの
お知らせ
☎998-9593

税務課(本庁舎) 受付期間

- ① 2月20日(木)～2月25日(火)
 - ② 3月3日(月)～3月17日(月)
※3/17以降は所得税の確定申告受付できません。
 - ③ 4月1日(火)～4月4日(金) ※住民税申告のみ受付。
- 受付時間
(午前9時～11時30分/午後1時～5時まで)

東風平庁舎 受付期間

2月26日(水)～2月28日(金)
※この期間中は本庁舎での受付は致しません。

受付時間
(午前9時～11時30分/午後1時～5時まで)

※受付期間以外及び閉庁日は受付できません。
※所得税の確定申告(青色申告特別控除、住宅借入金特別控除など一部除く)は2月20日～3月17日まで上記の日程でのみ受付致します。

町・県民税申告 公民館 受付 日程表

行政区名	受付日	受付時間
小城	2月5日(水)	午前9時～午前11時
伊覇	2月5日(水)	午前9時～午前11時
宜次	2月6日(木)	午前9時～午前11時
高良	2月6日(木)	午前9時～午前11時
友寄	2月7日(金)	午前9時～午前11時
当銘	2月7日(金)	午前9時～午前11時
世名城	2月10日(月)	午前9時～午前11時
屋宜原	2月12日(水)	午前9時～午前11時 会場:屋宜原公民館
屋宜原団地		
県営屋宜原団地		
外間団地	2月12日(水)	午前9時～午前11時 会場:白川ハイツ集会所
第一団地		
白川ハイツ		
外間	2月13日(木)	午前9時～午前11時 会場:外間公民館
外間高層		
上田原	2月13日(木)	午前9時～午前11時
東風平	2月14日(金)	午前9時～午後3時 ※お昼時間を除く
大倉ハイツ	2月17日(月)	午前9時～午前11時 会場:大倉ハイツ集会所
東ハイツ		
志多伯	2月18日(火)	午前9時～午前11時
富盛	2月19日(水)	午前9時～午後3時 ※お昼時間を除く

行政区名	受付日	受付時間
具志頭	2月5日(水)	午後2時～午後4時
新城	2月6日(木)	午後2時～午後4時
安里	2月7日(金)	午後2時～午後4時
後原	2月10日(月)	午後2時～午後4時
与座	2月10日(月)	午後2時～午後4時
仲座	2月12日(水)	午後2時～午後4時
玻名城	2月13日(木)	午後2時～午後4時
大頓	2月17日(月)	午後2時～午後4時 会場:大頓公民館
県営大頓団地		
港川	2月17日(月)	午後2時～午後4時
長毛	2月18日(火)	午後2時～午後4時 会場:長毛公民館
県営長毛団地		

※どこの公民館でも受付できますので、お住まいの地区で日程が合わない場合は、お近くの公民館にて申告して下さい。

INFORMATION

お問い合わせ先
八重瀬町役場 税務課 ☎998-9593

「県下一斉! 法務局休日相談所」の開設 無料

法務局職員、土地家屋調査士が相談に応じます。

- 日時** 平成26年1月19日(日)
午前10時～午後4時
- 場所** 那覇第一地方合同庁舎1階共用会議室
- 相談内容**
- ①土地の境界トラブル(筆界特定)、不動産(土地・建物)登記、商業(会社・法人)登記
 - ②相続(遺言)、戸籍(結婚、離婚、養子縁組など)、帰化、成年後見の相談
 - ③供託相談(地代、家賃の弁済供託など)
 - ④人権相談(いじめ・体罰・近隣とのトラブル・DVなど)



お問い合わせ
那覇地方方法務局総務課
☎098-854-7951

お問い合わせ
企画財政課 ☎098-2344(宮里)

八重瀬町役場企画財政課、八重瀬町役場公式ホームページ

期間 平成25年1月14日(火)から1月31日(金)

町の最上位計画である「総合計画」の後期5年(平成26年から平成30年)の方向性を示す「後期基本計画」策定に伴い、広く町民から意見を募集します。内容が多岐にわたり、広報紙には掲載できませんので、ホームページ並びに窓口にて受付いたします。

第一次八重瀬町総合計画 後期 基本計画にかかるパブリックコメント



沖縄県の最低賃金
必ずチェック最低賃金! 使用者も、労働者も

沖縄県最低賃金 【効力発生日】平成25年10月26日	時間額 664円
--------------------------------------	--------------------

☆パートや学生アルバイトも含め、沖縄県内のすべての労働者及び使用者に適用されます。

特定(産業別)最低賃金

最低賃金件名	最賃額	効力発生日
畜産食料品製造業	683円	H25.12.11
糖類製造業	693円	H25.12.05
清涼飲料、酒類製造業	686円	H25.11.23
新聞業	768円	H25.11.28
各種商品小売業	685円	H25.11.29
自動車(新車)小売業	693円	H25.11.29

お問合せ：沖縄労働局労働基準部賃金室 ☎098-868-3421 または最寄りの労働基準監督署へ 厚生労働省

- ◇**労働時間**
働く時間の長さは法律で制限されています。
1週40時間、1日8時間
☆ただし、商業、接客娯楽業、保健衛生業、映画・演劇業で常時9人以下の労働者を使用する事業場は**1週44時間、1日8時間**です。
☆一定の要件のもと、「繁忙期は長く、閑散期は短く」という変形労働時間制をとることができます。
≪法定労働時間を超えて働かせる場合には・・・≫
◇「時間外・休日労働に関する協定(36協定)」を締結し、労働基準監督署に届け出なければいけません。
◇法定の割増率以上で、割増賃金を支払わなければいけません。
◇**労働条件の明示**
賃金、労働時間などの労働条件を明示し、書面を交付しなければいけません。
☆労働契約を結ぶにあたっては、契約期間、仕事内容、始業・終業時間、賃金、その他、法律で定められた重要事項について、書面を交付する必要があります。
☆労働条件通知書のモデル様式はホームページからも入手できます。

みんなで撮ろう!

あなたの八重瀬 風景自慢 フォトアルバム 展示会

～あなたの想いを写真にのせて～

ケータイ・スマホもOK! 「八重瀬町」で撮影した写真作品を

大募集

応募期間

2014 **1/6月** ▶ 2014 **2/14金**

(郵送の場合は、2月14日(金)消印有効)

主催
「八重瀬風景自慢フォトアルバム展示会実行委員会」
(八重瀬町、八重瀬風景ネットワーク)

応募資格
八重瀬町民、八重瀬町内で働く人(年齢問わず)

テーマ
八重瀬町の自慢したい風景(自然(海岸や丘陵、緑の景観、河川、洞窟等の地下景観) 集落、建物、道路・公共施設、文化財や史跡、祭りの風景、生活風景等)、八重瀬の何気ない風景、昔の写真も可

応募規定
お一人三点まで、カラー・モノクロ可
ご応募頂いた方全員にやえせのシーちゃんグッズを進呈します。

応募方法

- 郵送・持参の場合
〒901-0492
八重瀬町字東風平192番地8
八重瀬町役場 まちづくり計画課
「八重瀬風景自慢フォトアルバム展示会係」まで
- 電子メールの場合
yaese.fukei@gmail.com (10MB以内)
※氏名、連絡先、写真へのコメントを添えてご応募ください

1) 展示期間：平成26年2月24日(月)～平成26年3月7日(金)まで
八重瀬町内の主要施設、公共施設等で展示します。
その他：応募規定の詳細につきましては、下記へお問い合わせください。

お問い合わせ先
八重瀬町 まちづくり計画課
八重瀬風景自慢フォトアルバム展示会実行委員会
電話番号：098-998-0014 (担当：謝花)

八重瀬町長選挙及び八重瀬町議会議員補欠選挙

投票日
平成26年1月26日(日)
投票時間：午前7時～午後8時まで

投票所

- 第1投票所 (具志頭農村環境改善センター)
- 第2投票所 (東風平小学校体育館)
- 第3投票所 (白川小学校体育館)

期日前投票
期間：平成26年1月22日(水)～1月25日(土)
時間：午前8時30分～午後8時まで
場所：八重瀬町役場 本庁舎1階ロビー

みんなの
ためだよ
大事な一票



【お問い合わせ先】
八重瀬町選挙管理委員会
八重瀬町役場総務課
TEL 998-2200
FAX 998-4745

地域包括支援センターとは?

主に65歳以上の高齢者を対象とし、市町村や介護、医療、福祉などの関係機関と協力して、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、健康・生活・財産・権利などを守るためにおこなわれている公共機関です。どこに相談したらいいかわからない場合にも対応しています。来所、電話、必要に応じて訪問も行いますので、まずはお気軽にご相談ください。

八重瀬町介護支援専門員連絡会

平成25年度第3回八重瀬町介護支援専門員連絡会が12月18日、八重瀬町役場で開催されました。町内の要介護者の支援をしているケアマネージャーの専門性を高めるための会議で、今回は、「咀嚼、嚥下・低栄養について」の講話・実演や「地域包括支援センター 社会福祉士業務」等の勉強会も開催しました。



平成25年度第3回八重瀬町介護支援専門員連絡会が12月18日、八重瀬町役場で開催されました。町内の要介護者の支援をしているケアマネージャーの専門性を高めるための会議で、今回は、「咀嚼、嚥下・低栄養について」の講話・実演や「地域包括支援センター 社会福祉士業務」等の勉強会も開催しました。

成年後見制度という制度があるのを知っていますか?

成年後見制度とは 精神障害、認知症、知的障害等で判断能力が不十分な方に対して法的に権限を持った後見人等(支援を行う人)が財産管理、身上看護(介護サービスの契約や入院契約など)を本人に代わって行います。また、本人が行った不利益な契約などの行為を取り消すこともでき本人の財産、権利を守ります。成年後見制度は法定後見制度と任意後見制度の2種類があります

例えばこんな時に必要な制度です。

- 金銭管理や契約事に自信がない。
- 物忘れが多くなってきたAさん。悪徳商法に騙され高額の商品を買ったり、リフォームを何度もやっている。また騙されるのではないかと不安である。
- 家族の一人が認知症になったCさんの預金を断りもなく勝手に引き出しCさんのためになく、私利私欲に使っている。

法定後見制度

判断能力が不十分な方にたいし

「補助」「保佐」「後見」の3類型を本人の判断能力の状態に合わせた家庭裁判所で審判開始の申立をし、後見人等選任後本人の保護・支援をしていきます。 ※類型によって裁判所から与えられる権限が異なります。

● 将来、自分が認知症になった時、自分が心配。認知症になった時にしっかりと見てくれる人を探したい。

任意後見制度

まだ判断能力のある方が将来認知症などになった時に任意後見人(支援を行う人)やどのような支援をするかの内容を予め決めておき、判断能力が低下してきたら裁判所に任意後見人監督人選任申立をして決めていた契約内容に沿って本人の保護・支援をしていきます。

申し立てできる方

また、本人、配偶者、四親等内の親族、保佐人・補助人・監督人、検察官、任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人、市町村長 また、後見人等(支援する人)には親族や第三者機関(弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等)よ

り那覇家庭裁判所が選任します。 ※未成年や破産者、それまでに成年後見人等を解任されたことのある人などは対象外となります。

後見人等の仕事内容

- ・日常的な金銭管理
- ・福祉サービスの契約
- ・施設入所
- ・入院契約
- ・相続の財産分割
- ・土地の売買契約など

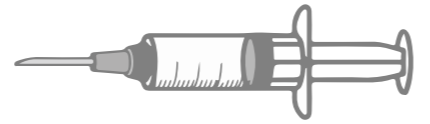
できないこと

- ・婚姻・離婚等一身専属的行為
- ・身元保証人
- ・身元引受人
- ・手術等の医療同意
- ・買付物や通院の付添など

詳しくは、八重瀬町社会福祉課・地域包括支援センター(☎835-7247)までご相談ください。



高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種のお知らせ



八重瀬町では平成25年9月2日～平成26年3月31日までの期間、高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種の公費助成を行っています。

肺炎球菌ワクチンとは

高齢者の肺炎を起こす原因として最も多いのが「肺炎球菌」という感染症です。肺炎球菌ワクチンは、肺炎球菌の約80%に効果があるとされています。また、1回のワクチン接種で通常5年間の予防効果が持続します。

対象者

八重瀬町に住所を有する、後期高齢者医療被保険者及び75歳以上の方
【次の方は対象になりません】
・過去5年以内に肺炎球菌ワクチン予防接種を受けたことがある方
・肺炎球菌ワクチン予防接種が健康保険の適応になる方(脾臓を摘出した方)
または公害補償制度が適用になる方



接種料金

町負担額5,000円、自己負担額(委託金額との差額) ※1回限りの補助です
※予診のみを受けた場合は、1,050円全額自己負担となります。
(接種当日に発熱等があり、接種を受けられなかった場合など)
※生活保護者は自己負担額が免除となります。接種の際は被保護証明書を提示してください。

予防接種の受け方

- ① 事前に健康保険課で申請書に記入する(窓口に来る方の印鑑持参)
 - ② 予防接種費用助成決定通知書兼予診票を受領する
 - ③ 指定医療機関へ予約を行い、肺炎球菌ワクチンの予防接種を受ける
- (接種を受ける際は、保険証をご持参ください)
※指定医療機関以外で接種をした場合は、全額自己負担となります。

予防接種が受けられる期間

平成25年9月2日～平成26年3月31日まで

予防接種被害救済制度について

任意の予防接種のため、接種後に健康被害が生じた場合、予防接種法に基づく健康被害救済制度が適用されません。独立行政法人医薬品医療器総合機構法により救済される可能性があります。

お問い合わせ

八重瀬町役場 健康保険課

☎998-2210

八重瀬町 こころの相談窓口

内容:精神保健福祉士による電話や来所相談
対象:八重瀬町にお住まいの方

- ◆こころやからだの悩み
 - ・気分が晴れない、眠れない、対人関係が上手くいかない方
 - ・お酒の問題で悩んでいる方やその家族
 - ・その他、精神保健福祉に関する相談のある方
- ◆生活に関する悩み
 - ・就職、失業などによる悩みのある方
 - ・生活費、借金トラブルで悩んでいる方
 - ・その他

日時 毎週月曜日(月曜が休みの時は火曜日) 午前10時～12時、午後1時～3時

- 場所
- ・八重瀬町役場 本庁舎1階相談室(第1、第3月曜日) ☎998-9598 (指定日以外は、電話のみ対応可)
 - ・八重瀬町社会福祉会館 1階 相談室(第2、4月曜日) ☎998-8411 (指定日以外では、対応できません)

※相談内容についての秘密は厳守致します。
※予約などはありませんが、時間帯によっては混み合う場合がありますので、事前に電話連絡をいただければ幸いです。

ささいな事からでも構いませんので、気軽に電話もしくは来所にて相談してください。

